

幽囚回顧錄

今村 均

元陸軍大將

今村均

幽囚回顧録

秋田書店刊

幽 囚 回 顧 録

定 価 650 円

昭和41年 2 月15日 初版発行

昭和41年 2 月20日 再版発行

著 者 © 今 村 均

発 行 者 秋 田 貞 夫

印 刷 所 杉田屋印刷株式会社

発 行 所 株式 秋 田 書 店
会社

東京都千代田区神田三崎町2ノ21

電 話 (261) 5151~5

振 替 東 京 99353

落丁乱丁がありました場合はお取りかえします

歴史に残さるべき記録（序文）

元衆議院議長

全国戦争犠牲者援護会長

清瀬一郎

本書は、元陸軍大将今村 均氏が、戦後、いわゆる戦犯として、ラバウル、ジャワ、マヌス島の刑務所に、約十年間の拘禁中の獄中記である。

万教帰一を信念とし、死生を超越した氏が、当時ありあわせの紙に、鉛筆で思いのままを丹念に綴られたものであり、この文章には氏独特の筆致があり、あたたかい人間味と豊かな情操とが紙面にあふれている。

しかのみならず、戦後、豪、蘭、米の設置した軍事裁判の組織、裁判の記録、刑務所の運営が、手にとるように浮かびでている。

本書は、東京裁判に於ける東条口述書とならびたち、後世の史上に残さるべ

き二大記録である。

すでに終戦二十年となるも、いまだ戦犯に関する世間の誤解がとけず、その善後処理も完^{また}からぬ現況にかんがみ、本書により、世紀の悲惨事たりし戦犯問題が、正しく世に理解される端緒となれば幸せである。

昭和四十一年新春吉日

幽囚回顧録 目次

歴史に残さるべき記録(序文)……………清瀬 一郎 (1)

第一部 ラバウル幽囚録…………… (11)

第一章 戦い終る…………… (12)

第二章 豪陸軍刑務所…………… (20)

① 入所 (20) ② 裁判に対する申し入れ (24) ③ W・C・C (28)

④ 豪軍幹部とW・C・C職員 (30) ⑤ 人格問答 (37) ⑥ 万国赤十字社シド

ニー支部 (45)

第三章 散りたる若ざくら…………… (48)

① 死刑の宣告 (48) ② 日本の基督敎者 (56) ③ 片山大尉の立場 (60)

④ 悪鬼の迫害 (68) ⑤ クリスチャンの刑死 (73)

第四章 豪軍の判決…………… (78)

① 不当な科罪 (78) ② 真実の告白 (80) ③ 豪軍軍事裁判 (87)

④ 判決(禁錮十年) (89)

第二部 ジャワ裁判の記録 (93)

第一章 オランダ軍蘭印刑務所 (94)

① ラバウルからジャワへ転移 (94) ② ストラスウエイク監獄 (96)

③ 看守の伍長・当兵 (101)

第二章 インドネシア自爆隊員 (108)

① 司令官に敬礼 (108) ② 自爆隊員 (112) ③ 裏切り隊長 (115)

第三章 チビナン監獄の窃盜中隊 (121)

① チビナン監獄へ転獄 (121) ② フェン・オランダ軍中尉 (123)

③ 窃盜中隊 (126) ④ 司令官のサイン (129)

第四章 霊前にそなえる (132)

① 死刑囚の処遇 (132) ② 獄内通信 (133) ③ 返信 (139)

④ 観世音の慈悲 (139) ⑤ 悪罵の嵐 (140) ⑥ 天皇陛下 (144)

第五章 オランダ軍軍事裁判 (148)

① 民族の目標 (148) ② 豚竈事件 (149) ③ 裁判の経過 (153)

④ 求刑論告 (158)

第六章 裁判の記録（陳述書）…………… (166)

① 死刑の求刑に対する感想 (166) ② 陳述書 (169) ③ 戦争犯罪行為とその

責任に関する意見 (171) ④ 戦争犯罪軍事裁判に対する意見 (172) ⑤ 部下の

行なった、いわゆる戦争犯罪の性格と日本民族の本質 (173) ⑥ 第十六軍司令官

の任務 (174) ⑦ 私と部下軍隊との統帥関係 (175) ⑧ 部下各部隊長、幕僚お

よび部隊將兵の素質 (177) ⑨ 私が行なった部下の指導監督 (180) ⑩ 各証言

に対する見解 (183) ⑪ 結言 (183)

第七章 裁判の記録（弁護弁論と再審裁判）…………… (187)

① 弁護弁論 (187) ② 再審裁判 (196) ③ 松浦氏の証言 (197)

第八章 死刑から無罪へ（判決）…………… (203)

① その後の経緯 (203) ② 裁判長の訪問 (207) ③ 情勢の変化 (209)

④ 無罪の判決 (210) ⑤ 戦争裁判に対する感想 (212)

第三部 マヌス島回想録…………… (217)

第一章 マヌス島豪海軍刑務所…………… (218)

① 巢鴨からマヌス島へ (218) ② マヌス島刑務所 (221)

第二章 望郷の歌…………… (224)

① つばくろ (224) ② 悠久の愛 (229)

第三章 獄内の戦友愛…………… (234)

① 重病の戦友 (234) ② 再会 (237) ③ 更生の道 (239) ④ 深夜の銃声 (240)

第四章 反省録…………… (244)

① 敗戦の大原因 (244) ① 一省 (244) ② 二省 (246) ③ 三省 (248)

② 陸海軍の対立 (250) ③ 作戰可能の限度 (252) ④ 精神主義の偏重 (253)

⑤ 戦陣訓の反省 (254)

第五章 スカルノ大統領の回想…………… (259)

① インドネシアの独立 (259) ② 諮詢院の設置 (263) ③ 肖像画のこと (265)

④ スカルノ氏の熱弁 (266) ⑤ 司令官を奪取せよ (267)

第六章 戦争裁判の概観 (あとがき)…………… (272)

著者の略歴

明治十九年 六月 仙台市に生まる。

明治四十年 陸軍士官学校卒業、少尉任官（仙台聯隊）

大正 四年 陸軍大学卒業

大正 七年 英国に留学、同十年帰国

昭和 六年 参謀本部作戦課長

昭和 七年 歩兵聯隊長（佐倉）

昭和 十年 歩兵旅団長（京城）

昭和十三年 陸軍省兵務局長

昭和十三年十二月 第五師団長

昭和十五年 教育總監部本部長

昭和十六年 七月 広東方面軍司令官

昭和十六年十二月 ジャワ方面軍司令官（第十六軍）

昭和十七年十二月 ラバウル方面軍司令官（第八方面軍）

昭和十八年 陸軍大將に親補さる。

幽
囚
回
顧
錄
概
観

●昭和二十年八月十五日終戦後、ラバウル豪陸軍刑務所にはいり、昭和二十二年五月、十年の刑に処せられる。

●昭和二十三年五月、ジャワのオランダ軍軍事裁判に移され、ひとたび死刑を求刑されたが、のち無罪を判決され、昭和二十五年一月、米、豪、蘭の各軍当局の合議により、巢鴨拘置所にて服役を申しわたされ、東京に送還された。

●昭和二十五年二月、マヌス島服役を申しでて、同島の豪海軍刑務所に移された。

●昭和二十八年、マヌス島の豪海軍刑務所の廃止にともない、他の戦犯とともに東京巢鴨拘置所に移管された。

●昭和二十九年十月、刑期満了のため出所し、東京世田谷豪徳寺の自邸において、戦争犠牲者の援護につくしている。

現住所 東京都世田谷区世田谷三丁目二、〇九一番地

幽

囚

回

顧

録

今
村

均^{ひとし}

秋田書店・版

箱・写真の解説

表 ジャワ軍司令部を背景にした今村第十六軍司令官
裏 昭和十七年三月九日、蘭印軍の降伏によるカリジ

ャテイ会見図

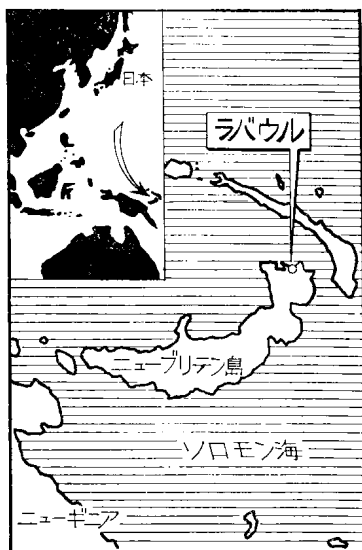
前列中央（右）第十六軍司令官 今村 均中将（当時）
前列中央（左）蘭印軍司令官 ポールテン中将

表紙の題字（金箔押）は、今村 均元大將自筆

第一
部

ラ
バ
ウ
ル
幽
囚
録

● 昭和20年8月終戦から～昭和23年4月まで



第一章 戦い終る

- ・ 辯い解かん心はあらず國に負う大いなる罪おのずから寛え
- ・ 八重汐やわだつみ遠き故郷を幾度か見る夢にさそわれ

昭和二十年八月十四日の夜、ラバウル方面軍將兵一同（約七万）は、陸軍大臣から、次の電報を受けとった。

「明八月十五日正午、天皇陛下御自ら、詔勅を放送あらせらる。同時これを謹聴すべし」

私は、日本本土に、敵の上陸を迎えての決戦態勢確立の要などにつき、ご激励の聖旨をくだされるのであらうと拝察した。数日前、阿南陸相から、

「……ソ連遂に皇國に寇す。事茲に至る。また何をか言わん。断乎神州護持の聖戰を戦い抜かんのみ。断じて戦うところ、死中自ら活あるを信ず。是即ち七生報國。われ一人生きてありせば、楠公救國の精神なると共に、時宗の莫妄想、慕直進前。以て醜敵を撃滅せる闕魂なり……」の訓電に接しているので、直感的に、そう思考したのである。

十五日正午、服装をととのえ、防空壕内の無線電信所にはいり、数人の幕僚とともに、謹んで

詔勅を拝聴しようとした。が、天候のためか、受信機能の不整によるものか、何らの玉音も伝わらずに終わった。

午後三時ごろ、軍参謀の一人が、私の部屋にはいつて来、黙って一通の文書を机の上にさしだした。方面艦隊司令部の受けた海軍大臣からの、詔勅伝達電報を浄書したものである。前年二月以来、敵の制空制海により、全く祖国との交通を断たれ、無線による公電のほか、なんら国内の事情を知り得ないでいた私としては、思いもかけぬことであり、驚きとともに、かような詔勅をくださなければならぬようになられた陛下のご心慮をいたみ奉り、瞑目すると参謀の小さなすすり泣きが聞える。戦陣での武将は、決して涙などを見せるものではないと深くいましめていたのに、不覚にも涙はあふれ出てしまった。

やがて陸軍大臣からの、終戦に関する詔書の伝達電報が受信された。私は、ラバウル付近の全直轄部隊長約六十人を、方面軍司令部内に集め、詔書の伝達式を行うことに決し、翌十六日午前十一時に参集すべきことを指令した。

十五日の夜は、どうしても眠れず起きて防空壕外に出た。終戦となったためか、雨天のときでも、欠かさずやって来た敵機は、一つもやってこない。仰ぐと星は、ヤシのこずえにまたたいている。

私の防空壕内宿舎の周囲には、副官大田黒哲也大尉以下十人ほどが、やはり壕内生活をしており、炊事場は壕外竹林の中に建てられてい、いつものように、夜明け前から従兵たちは、食事の

準備にかかりました。きのうまでは朗らかな声で語り合っていたものが、けさはほとんど話し合えない。

「この若い人たちは、いくさは終った。もう会えまいと思っていた両親にも会えるかな」と昨夜は思ったであろうに、それが何も言わない。やはり緊張のゆるんだ気抜けのがっかりかな」などと思ひやった。

午前九時ごろから、次第に部隊長たちがやって来た。二、三人連れだつて来たものもあるが、いつものようには語り合わず、黙々と歩んでいる。

午前十一時、壕外大竹林の中に建てられている、やや広い木造の会報所にはいつて行つた。もう全部の直轄部隊長は集合して起立している。私は大きな紙に浄書した詔書をささげて奉読した。

「……戦局必ずしも好転せず……敵は新たに残酷な爆弾を使用して、頻に無辜を殺傷し……我民族の滅亡を招来するのみならず、延て人類の文明をも破却すべし……戦陣に死し、職域に殉じ、非命に斃れたる者、及びその遺族に想いを致せば、五内為に裂く……堪え難きを堪え、忍び難きを忍び、万世の為に太平を開かんと欲す……」

中ごろまでゆくと、あちこちからすすり泣きの声がたち、谷田勇軍通信隊司令官（中將）は、とくに大きく悲しむので、私の声は、のどにつかえ、しばらく奉読がとぎれてしまった。やつこのことで詔書の伝達を終り、あらかじめ準備させておいた食堂に一同を導いた。